

戸塚区連合町内会自治会連絡会6月定例会 議 題 説 明 書

環境創造局 管路保全課

議題名：マンホールトイレ設置助成制度について

【内容】

自主的な防災活動を積極的に行っている組織(町内会、マンション)に対し、マンホールトイレ設置助成を行います。

【助成の対象】

- ①上部構造物(パネル又はテント、便器)
- ②下部構造物(上部構造物の設置に必要な排水管及び汚水ます)
- ③容量200リットル以上の雨水タンク及び付属品

【助成金額】

マンホールトイレ設置に要する費用の9/10(上限30万円)

【募集期間】

令和3年8月16日(月)から令和4年1月28日(金)

【募集件数】

予算の上限に達した時点で受付終了

【申請・問い合わせ先】

環境創造局管路保全課 下水道普及担当

※区役所では申請・問い合わせを受け付けておりません。

【その他】

詳細はホームページをご確認ください。

申請を検討される際は管路保全課までご相談ください。

【例年あげている議題か？】

今回初めての議題です。

【何をすればいいのか？】【いつから(いつまでに)すればいいのか？】

事業の内容を知っていただくため、各自治会町内会1部ずつ資料を配布いたしますので、ご承知おきください。

【その他、注意することなど】

問合せ先

担当部署 環境創造局 管路保全課

担当者名 中島・川上

TEL. 045-671-2829 FAX. 045-641-5330

マンホールトイレ設置助成制度について

災害時の自助・共助・公助の促進を図る新たな取り組みとして、自主的な防災活動を積極的に行っている組織（町内会、マンション）に対し、マンホールトイレ設置助成を行いますので、制度の概要についてご案内します。

※マンホールトイレとは

（イメージ）

宅地内にあるますの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するものです。



1 交付対象者

自主的な防災活動を積極的に行っている組織

例：町の防災組織活動費補助金の交付を受けている組織、マンションの防災組織など

2 交付対象物

① 上部構造物（汚水ますの上に設置するパネル等、便器など、） ※1

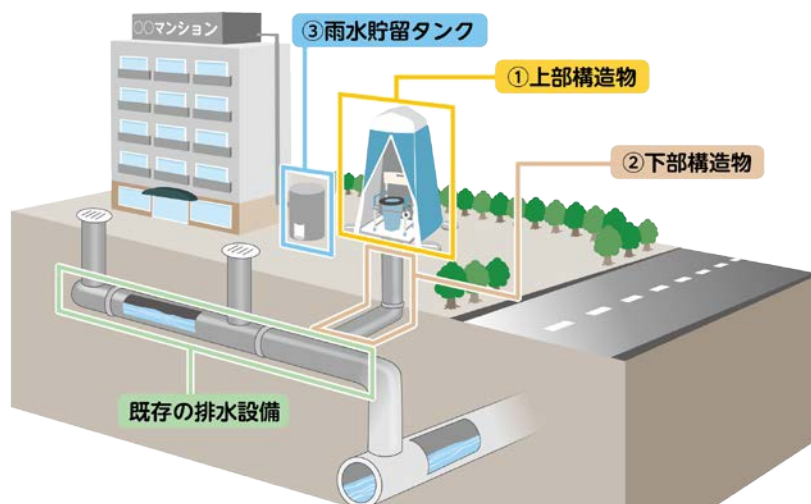
② 下部構造物（汚水ますや排水設備の工事が必要な場合）

③ 雨水貯留タンク（容量 200 リットル以上） ※1・2

※1 1 建築物につき 1 基

※2 ③のみの助成は不可

（設置イメージ図）



（裏面あり）

3 設置場所

自治会館、町内会館、マンションの敷地内等

※特定の個人のみ使用する場所（個人住宅など）は対象外

4 助成金額

マンホールトイレ設置費用の 10 分の 9 以内（上限 30 万円）

※上記①・③の送料及び設置費は助成の対象外

5 申請方法

下記宛先へご持参またはご郵送ください。

6 申請先

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10

横浜市 環境創造局 管路保全課 下水道普及担当

7 申請期間・申請上限

令和 3 年 8 月 16 日（月）～令和 4 年 1 月 28 日（金）

予算が無くなり次第終了となります。

8 その他

詳細はリーフレット、ホームページをご確認ください。

申請を検討される際は、まず管路保全課（下記連絡先）までご相談ください。

環境創造局管路保全課

担当：杉田、川上、中島

電話：045-671-2829

FAX：045-641-5330

マンホールトイレ

設置助成制度のご案内

突然起こる大規模災害。でも…



発災時における快適なトイレ環境を
確保するため、町の防災組織に対して
マンホールトイレの設置助成を行います！

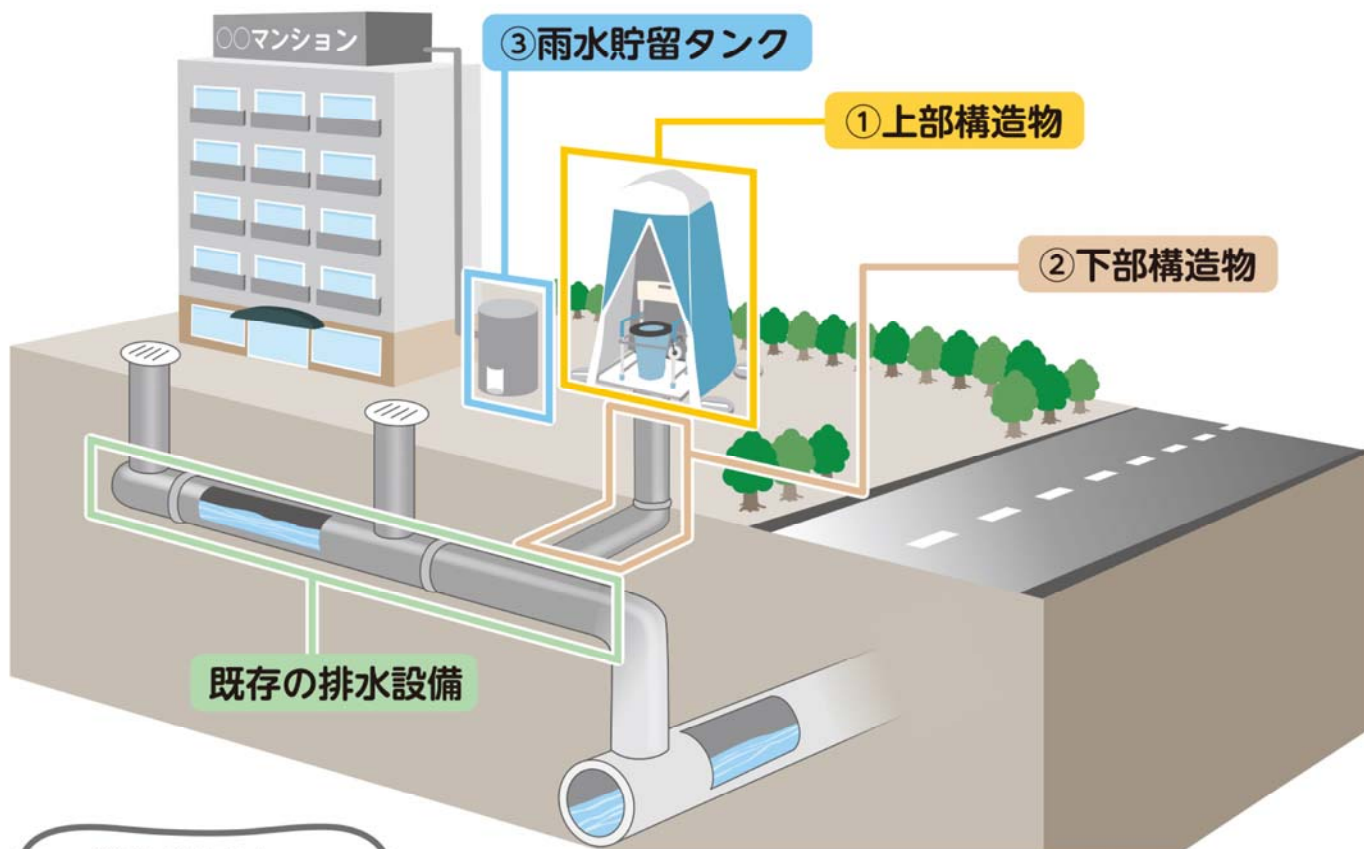


ホームページもご覧ください！



マンホールトイレの仕組み

マンホールトイレとは？ …… 宅地内にあるますの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するものです。



①②③を合わせて
「マンホールトイレ」と
呼んでいるよ！



交付の対象物

- ①上部構造物 汚水ますの上に設置するパネル又はテント、便器及び設置に必要な付属品 (1建築物につき1基まで)
- ②下部構造物 ①上部構造物を設置するために必要な排水管及び汚水ます
- ③雨水タンク及び付属品 容量200リットル以上のもの、設置に必要な付属品 (1建築物につき1基まで)

▶ 交付の対象者

自主的な防災活動を積極的に行っている組織

例：町の防災組織活動費補助金の交付を受けている組織、マンションの防災組織など
※個人での申請は受け付けておりません。

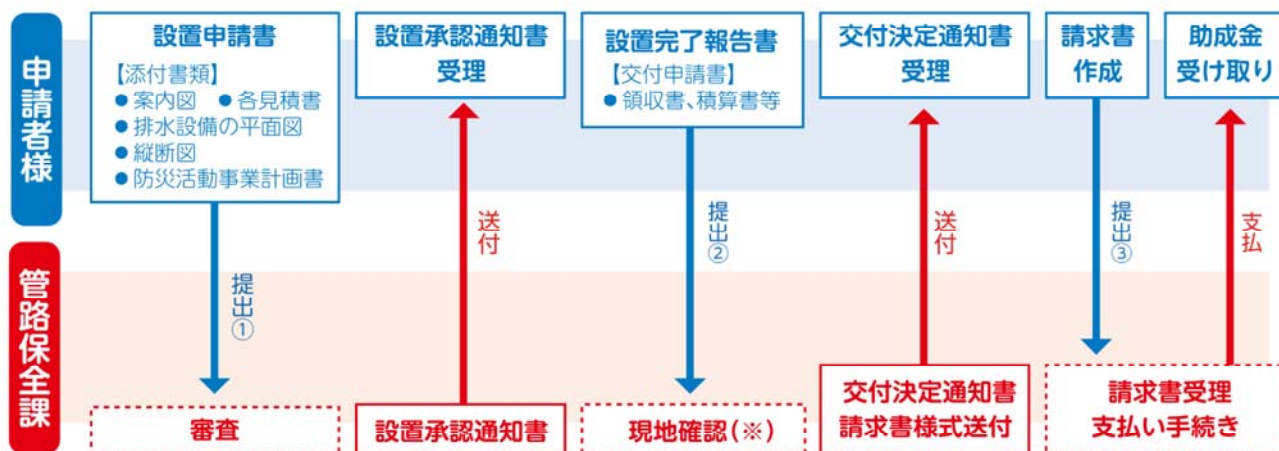
▶ 助成金額

マンホールトイレの設置に要する費用の10分の9以内。(上限30万円)

予算の上限に達した時点で受付を終了します。

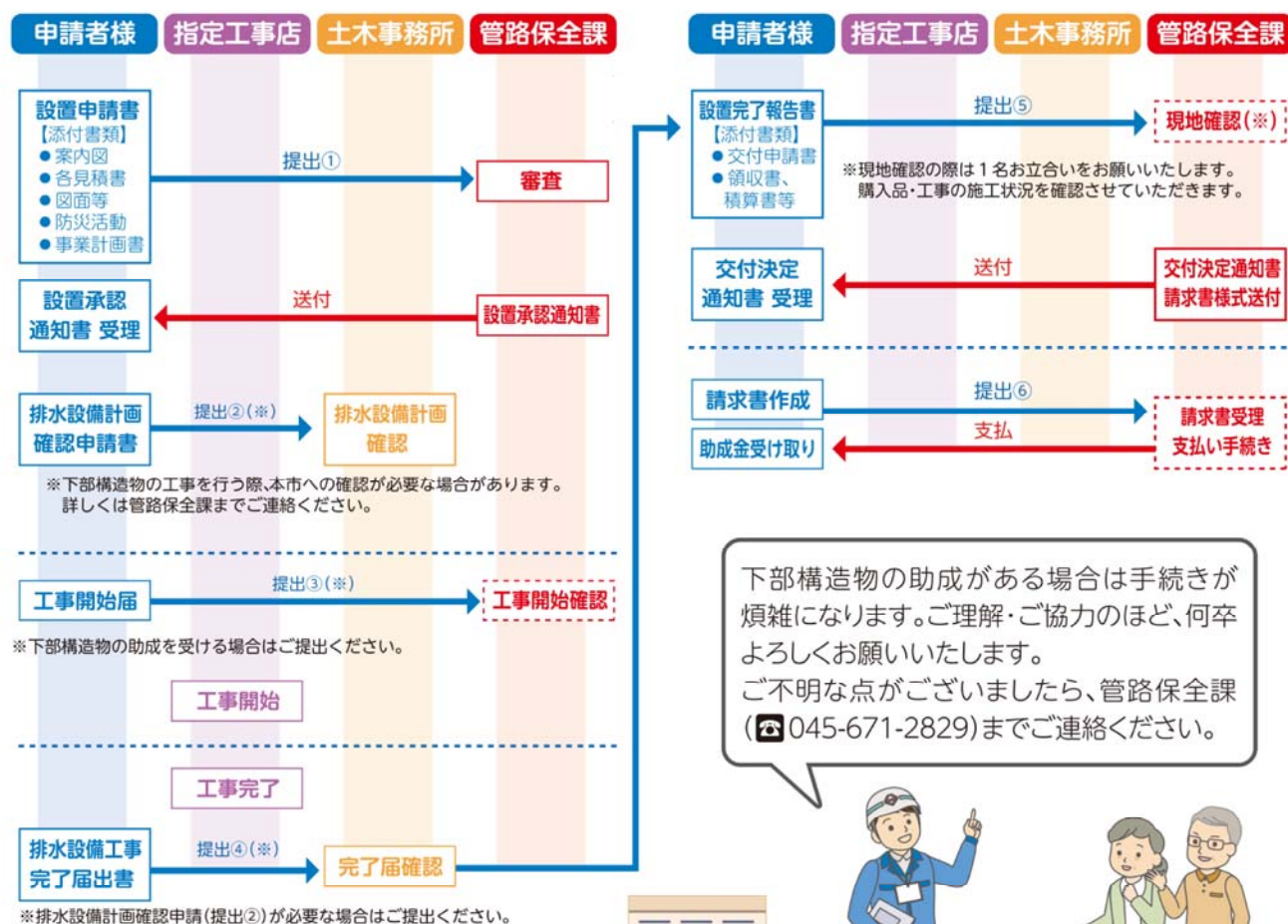
設置助成制度の手続きの流れ

1 下部構造物の助成「無」の場合



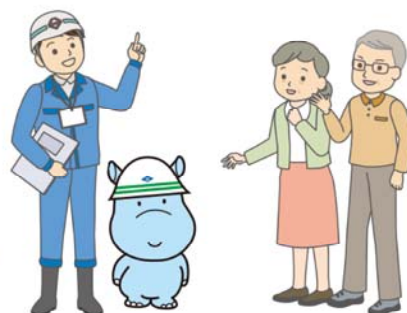
※現地確認の際は1名お立ち合いをお願いいたします。購入品・工事の施工状況を確認させていただきます。

2 下部構造物の助成「有」の場合



下部構造物の助成がある場合は手続きが煩雑になります。ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、管路保全課 (☎045-671-2829) までご連絡ください。



注意事項

- 購入後に申請をしていただいても助成の対象とはなりません。申請後、本市より「設置承認通知書」を送付しますので、こちらを受理後に購入・工事を開始してください。
- 申請期間の終了はホームページにてご案内いたします。ご検討いただく場合、必ずホームページのご確認をお願いいたします。
- 指定する年月日までに設置を完了してください。
- 設置完了しましたら、本市職員による現地確認を行わせていただきますのでお立ち会いをお願いいたします。
- 区役所より「町の防災組織活動費補助金」(以下補助金)の交付を受けている場合、マンホールトイレ設置助成金と補助金の重複利用はできません。ただし、重複しない部分につきましては、補助金の利用は可能です。
- 特定の個人のみ使用する場所(個人住宅など)に設置する場合は助成の対象外です。
- 申請書等をご提出いただく際、または書類に不備等がある際にご郵送いただく場合、送料は各自で負担していただきますので予めご了承ください。
- 下部構造物の工事を行う際、別途手続きが必要な場合があります。(詳しくは3ページをご覧ください)

申請を検討される際、
まずは
**下記問合せ先へ
ご相談ください！**



横浜市では、こんな助成も行っています！

▶ **雨水貯留タンク
設置助成制度**



▶ **宅内雨水浸透ます
設置助成制度**



【問合せ先】横浜市環境創造局 管路保全課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 ☎ 045-671-2829 FAX 045-641-5330

令和2年11月発行